

災害時の船舶活用の円滑化の具体的方策に 関する調査検討会の概要

大規模災害時の船舶の活用等に関する調査検討（平成26年度）

背景

- 過去の大規模災害時において、船舶は被災地への支援物資、自衛隊、警察、消防等の要員や車両の緊急輸送などきわめて重要な役割を果たし、そのポテンシャルの高さが再認識。
- 輸送能力に加え、船舶の有する生活空間や通信・発電能力を利用した新たな活用策についても注目。
- このため、平成25年5月に「大規模災害時の船舶の活用等に関する調査検討会」を設置。（座長：神戸大学名誉教授 井上 欣三）

問題意識

- 災害時における船舶の活用自体の認知度は必ずしも高くなく、船舶の有する特性に応じた更なる活用を図る余地があるのではないか。
- ある程度規格が統一されている車両と異なり、船舶は1隻ごとのオーダーメイドで作られるため、①輸送内容や量などの活用ニーズに対応可能かつ②派遣したい港湾に着岸可能な船舶を把握することに時間がかかった。
- 民間事業の用に供する事業である以上、通常事業とのサービスから円滑に離脱するための調整（災害支援用の余席の確保やチャーター用の配船の工夫、荷主や予約済旅客への説明など）が大変だった。
などの反省があった。

南海トラフ地震や首都直下地震など今後予想される大規模災害発生時において効率的・効果的な災害対応を実現し、国民の生命・安全を守るためには、これまでの反省を踏まえた船舶の具体的活用方策について検討が必要

平成26年度の検討内容

- ① 活用可能な船舶を迅速に選定するプログラムの構築**
→活用ニーズや規模、派遣したい港湾に応じた活用可能な船舶を迅速に抽出するプログラムの構築。
- ② 平時の事業からの離脱を円滑化する方策**
→具体的な輸送需要を念頭に置いた検討を行うことにより、平事業との調整を含め、対応可能な船舶を増やすための具体的な工夫等をあらかじめシミュレーションすることにより、災害発生時の配船手配の円滑化を期待。
- ③ 船舶の活用に関する実務手順の円滑化**
→海上輸送は陸上輸送と比べて専門的知識と経験が必要な輸送モードであるため、自治体を含めた関係者間の情報連絡体制や対応手順の詳細について、特定の地域ブロックをモデルとしたマニュアル例を作成することが有効。



災害時の船舶活用の円滑化の具体的方策に関する調査検討会の概要

背景

- 災害時に民間船舶を活用するにあたっては、事業者が通常事業から離脱する際の様々な調整や船舶を活用する側の自治体等に専門的な知識が必要といった課題が存在する。
- それらの課題を検討するため、平成26年7月に「災害時の船舶活用の円滑化の具体的方策に関する調査検討会」を設置。(座長:神戸大学名誉教授 井上欣三)

検討内容① (平事業からの離脱を円滑化する具体的方策)

災害時の船舶活用に関する基本的考え方

(1) 既存航路の活用

災害時に船舶を活用するにあたっては、既存航路の活用を第一とする。

(2) 寄港地の変更／臨時航路の開設

- ① 予備船や運休中の船舶の活用
- ② 既存航路に就航している船舶の活用

(3) ホテルシップ等への活用

- ・ 一時的な休養を目的とした滞在や入浴機能の提供
- ・ 宿泊施設としての活用
- ・ 簡易な医療サービスの提供や陸上側への給電等

平事業からの離脱

平事業から離脱をする場合の活用パターン

(1) 予備船や運休中の船舶の活用

(2) 既存航路に関する寄港地の追加や、折り返し時間を活用した臨時航路の運航

(3) 人員・物資輸送等の機会に、入浴や休憩等短期的なサービスの提供(ホテルシップ等への活用の場合)

(4) 複数事業者間における輪番制等による航路離脱

複数事業者間の協力による輪番制についてはモデル的に事業者間の調整プロセスを試行、論点を整理

災害時の船舶活用の円滑化の具体的方策に関する調査検討会の概要

検討内容②（災害時の船舶活用に関する実務手順の円滑化方策）

- 高知県と連携し、高知港をモデルとして作成した災害船舶活用実施要領をもとに、各港でのマニュアル策定の促進に向け、ガイドラインを作成。

※マニュアルの全体構成イメージ(高知港実施要領の場合)

1 全体構成と実施要領の対象

- (1) 全体構成
- (2) 実施要領の範囲・対象

2 初動対策編

- (1) 高知県地域防災計画における災害応急対策
- (2) 高知港機能継続連絡協議会
- (3) BCP・津波避難実施マニュアル等に基づく初動対策
- (4) 必要資源の確保

3 オペレーション編

- (1) 応援要請および航路開設
- (2) 支援地の体制確保
- (3) 高知港の体制構築
- (4) 支援地側の港湾における出港準備
- (5) 高知港における入港時のオペレーション
- (6) 主体別実施要領

4 予防対策編

- (1) 高知港の脆弱性の評価
- (2) 地域防災計画や各種行動マニュアル等への位置付け明確化
- (3) 各主体におけるリスクマネジメントへの反映
- (4) 平時からのネットワークづくり
- (5) 継続的な訓練等を反映した実施要領のバージョンアップ



今後の方向性

- 高知港の実施要領をもとに、特に南海トラフ地震での被災が予想される地域(四国)を中心として、高知港以外の地域におけるマニュアル策定を検討する
- 災害時に優先的に活用すべきと考えられる予備船については、極めて少ない現状を踏まえ、国として何らかの支援策を検討する必要がある

(参考) 活用可能な船舶を迅速に抽出するプログラムについて

目的

災害発生時に実働省庁や緊急災害対策本部等から船舶の手配依頼があった場合に、活用ニーズに応じた船舶の候補を迅速に抽出することを目的とする。また、平時においても、訓練等での活用や、各自治体等でマニュアルを作成する際の基礎データとして提供も可能。

災害時の活用イメージ



システムのデータ項目

○想定される船舶活用ニーズ

- ・人員の輸送
- ・車両の輸送
- ・物資の輸送
- ・ガソリン等燃料油輸送
- ・ホテルシップ等被災者支援機能

※船舶特定に必要なデータについては、運用開始以後にも追加できるようにしておく。

	マッチングに関する項目	輸送ニーズへの対応能力に関する項目	輸送以外のニーズへの対応能力に関する項目	その他必要な項目
船舶情報	船名・船舶番号、総トン数、航行区域、全長、全幅、満載喫水、 サイドランプウェイの有無・長さ、サイドスラスタの有無	船種、旅客定員、車両航送能力、載貨重量トン数、輸送燃料種類、クレーンの有無、 危険物運送船適合証の有無、サイドランプウェイの強度、積載車両の高さ制限	入浴施設の有無、調理室の有無、宿泊可能人数	船舶所有者(連絡先合)、運航事業者(連絡先合)
港湾情報	港湾名・地区名・施設(バース)名、岸壁延長、岸壁水深、岸壁天端の高さ、係船柱強度	バックヤードの有無(岸壁背後の奥行)		港湾管理者(連絡先合)

※ 事業者の連絡先は、緊急時に必ずつながる連絡先を登録
 ※ **赤字**は既存の情報がないため、今回新たに追加する項目